

I C O C A乗車券取扱規程 (平成29年3月17日営第33号)**第1章 総則**

(目的) 平成29年4月15日制定

第1条 この規程は、I C証票乗車券取扱規則に規定されたI Cカードのうち、I C O C A乗車券により当社を利用される場合の取扱いについて必要な事項を定めたものです。

(適用範囲) 平成29年4月15日制定

第2条 I C O C A乗車券の取扱いについては、I C証票乗車券取扱規則(以下「I C規則」といいます。)のほか、この規程の定めによります。

2 この規程が改定された場合、以後のI C O C A乗車券による旅客の取扱い等については、改定された規程の定めによります。

3 この規程に定められていない事項については、旅客営業規則(以下「規則」といいます。)および別に定めるものによります。

(注) 別に定めるものの主なものには、I C O C A乗車券に関して西日本旅客鉄道株式会社(以下「J R西日本」といいます。)が定めるものがあります。

(用語の定義) 平成29年4月15日制定

第3条 この規程に掲げる主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「I C O C A乗車券」とは、J R西日本が発行し、J R西日本または当社等が発売するI C乗車券を媒体とした乗車券のことをいいます。

(2) 「I C O C A」とは、大人のご利用に供するプリペイド機能のみを搭載する無記名式のI C O C A乗車券をいいます。

(3) 「小児用I C O C A」とは、小児のご利用に供するプリペイド機能のみを搭載する記名式のI C O C A乗車券をいいます。

(4) 「I C O C A定期券」とは、I C O C Aまたは小児用I C O C Aの券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券機能のみを搭載するI C O C A乗車券(身体障害者旅客運賃割引または知的障害者旅客運賃割引を適用して他社が発売します。)または定期券の機能とプリペイド機能を搭載するI C O C A乗車券をいいます。

(5) 「スマートI C O C A」とは、J R西日本が定めるスマートI C O C A会員規約に同意した会員に対して発行されるプリペイド機能のみを搭載する記名式のI C O C A乗車券のことをいいます。

(6) 「スマートI C O C A定期券」とは、スマートI C O C Aの券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券の機能とプリペイド機能を搭載するI C O C A乗車券をいいます。

(7) 「K I P S I C O C A」とは、近畿日本鉄道株式会社(以下「近鉄」といいます。)および近鉄グループホールディングス(以下「近鉄グループHD」といいます。)が定めるK I P S I C O C Aカード会員規約およびK I P Sポイントサービス規約に同意した会員に対して近鉄グループHDが発行するK I P Sポイントカードの機能およびJ R西日本が発行するI C O C Aのプリペイド機能を併せて搭載する記名式のI C O C A乗車券のことをいいます。

- (8) 「KIPS ICOCA定期券」とは、KIPS ICOCAの券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券の機能とプリペイド機能を搭載するICOCA乗車券をいいます。
- (9) 「デポジット」とは、IC乗車券の利用権の代価として収受するものをいいます。
-

(I COCA乗車券の種類) 平成29年4月15日制定

第4条 当社線において使用可能なI COCA乗車券の種類については、別に定めるところによります。

(I COCA乗車券の発売) 平成29年4月15日制定

第5条 当社線で発売するI COCA乗車券の種類については、次のとおりとします。

- (1) I COCA
 - (2) 小児用I COCA
 - (3) I COCA定期券 (大人用および小児用)
- 2 前項第3号のI COCA定期券の発売範囲については、別表1に定めるところとします。
 - 3 第1項のI COCA乗車券の発売箇所については、別表2に定めるところとします。

(契約の成立時期および適用規定) 平成29年4月15日制定

第6条 IC規則第4条の規定にかかわらず、I COCA乗車券による契約の成立時期は、I COCA乗車券を購入したときとします。

- 2 個別の運送契約の時期はIC規則第4条に定めるところとします。ただし、I COCA定期券に搭載した定期券部分を除きます。

(規程等の変更) 平成29年4月15日制定

第7条 この規程およびこれに基づいて定められた規程については、予告なしに変更されることがあります。

(旅客の同意) 平成29年4月15日制定

第8条 旅客は、この規程およびこれに基づいて定められた規程を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(I COCA乗車券に使用するIC乗車券の所有権) 平成29年4月15日制定

第9条 I COCA乗車券に使用するICカードの所有権については、カード発行者であるJR西日本に帰属します。

- 2 旅客は、I COCA乗車券が不要となったときおよびI COCA乗車券を使用する資格を失ったときは、当該ICカードを当社または発行者に返却しなければなりません。
- 3 当社またはJR西日本の都合により、予告なく貸与したIC乗車券を交換する場合があります。

(デポジット) 平成29年4月15日制定

第10条 I COCA乗車券を発売するにあたり、当社はIC乗車券を発行者に代わり旅客に貸与することができます。この場合、デポジットとしてIC乗車券1枚につき500円を旅客から収受します。

- 2 前項のデポジットはIC規則第21条の規定により当該I COCA乗車券を回収した場合を除き、当社は発行者に代わりこれを旅客に返却することができます。
- 3 デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

(S F金額のチャージ) 平成29年4月15日制定

第11条 旅客は、I C規則第13条の規定によりI C O C A乗車券にS F金額をチャージすることができます。ただし、第3条第4号に定める、定期券機能のみを搭載するI C O C A定期券にあつてはこの限りではありません。

(I C O C A乗車券の失効) 平成29年4月15日制定

第12条 カードの交換、S F金額の使用、S F金額のチャージまたはI C O C A定期券に搭載した定期券の更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合で、当社が特に定めた場合にはI C O C A乗車券を失効させることがあります。

2 前項の規定により失効したI C O C A乗車券のS F金額およびデポジットの返却を請求することはできません。

(使用上の制限事項) 平成29年4月15日制定

第13条 I C O C A乗車券の使用にあたっての制限事項についてはI C規則第10条の規定によります。

第2章 I COCAおよび小児用 I COCA

(発売額) 平成29年4月15日制定

第14条 I COCAおよび小児用 I COCAの発売額は、2,000円とし、その発売額にはデポジット500円を含むものとします。

(小児用 I COCAの発売方法) 2021年3月27日改定

第15条 第5条の I COCA乗車券のうち、小児用 I COCAは当該旅客が12歳となる年度の3月31日までの間使用することができる I C乗車券により発売します。

- 2 旅客は、小児用 I COCAの購入に際して、氏名、生年月日、性別およびその他の必要事項を別表3に定める「こども I COCA購入申込書」に記載のうえ提出し、かつ公的証明書等の提示により「こども I COCA購入申込書」に記載した氏名および生年月日を証明しなければなりません。
- 3 旅客は、小児用 I COCAに登録した氏名等の変更が必要となった場合は、当該小児用 I COCAを当社が別に定める定期乗車券発売窓口（以下「定期券発売所」といいます。）に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、別表4に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該小児用 I COCAの記名人本人または代理人であることを証明しなければなりません。

(小児用 I COCAの再印字および再交付) 平成29年4月15日制定

第16条 小児用 I COCAは、その券面表示事項が不明となった場合は、使用することができません。

- 2 券面表示事項が不明となった小児用 I COCAは、当社が別に定める定期券発売所において、券面表示事項の再印字を請求することができます。
- 3 前項の再印字を行ったにもかかわらず券面表示事項が不明となっている場合には、当社が別に定める定期券発売所において、当該小児用 I COCAと引換に再交付の取扱いを行います。この場合、旅客は別表4に定める申込書を提出しなければなりません。

(小児用 I COCAの紛失再発行) 2021年3月27日改定

第17条 小児用 I COCAを記名人が紛失した場合で、別表4に定める申込書を当社が別に定める定期券発売所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した小児用 I COCAに対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から14日以内（窓口営業時間内に限ります。）に再発行を行います。

- (1) 再発行登録を行うとき、および再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該小児用 I COCAの記名人本人または代理人であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当社のシステムにより確認できること。
 - (3) 再発行を行うときに、再発行登録票を提出できること。
 - (4) 再発行を行う前に、小児用 I COCAの処理を行う機器に対して当該小児用 I COCAの使用停止措置が完了していること。
- 2 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する小児用 I COCA1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受します。
 - 3 当該小児用 I COCAの再発行登録を行った後に、これを取り消すことはできません。

- 4 第1項および第2項の取扱いを行った後に、紛失した小児用ICOCAを発見した場合、旅客は、これを当社が別に定める定期券発売所に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客は発見した小児用ICOCAとともに別表4に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、記名人本人または代理人であることを証明しなければなりません。
- 5 前各項の規定にかかわらず、付随するリファレンスペーパーに表示している乗車券の紛失再発行に関する取扱いは、リファレンスペーパーに表示している乗車券の発行会社が定めるところによります。

(免責事項) 平成29年4月15日制定

第18条 前条の規定により紛失した小児用I C O C Aの使用停止措置が完了するまでの間に当該小児用I C O C Aの払いもどしやS F金額の使用等で生じた旅客の損害の賠償については、当社はその責を負いません。

(障害再発行) 2021年3月27日改定

第19条 I C O C Aまたは小児用I C O C Aの破損等によってI C O C A乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となったとき、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別表4に定める申込書を当社が別に定める定期券発売所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該I C O C Aまたは当該小児用I C O C Aの再発行を行います。この場合、当該I C O C Aまたは当該小児用I C O C Aに対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から14日以内(窓口営業時間内に限ります。)に再発行を行います。

(1) 裏面に刻印したカード番号が判別できること。

(2) 再発行を行うときに、再発行登録票と当該I C O C Aまたは当該小児用I C O C Aを提出できること。

2 前項の規定により取り扱う場合は、手数料およびデポジットは収受しません。

3 前各項の規定にかかわらず、付随するリファレンスペーパーに表示している乗車券の障害再発行に関する取扱いは、リファレンスペーパーに表示している乗車券の発行会社が定めるところによります。

(払い戻し) 2021年3月27日改定

第20条 旅客は、I C O C Aまたは小児用I C O C Aが不要となった場合、これを当社が別に定める定期券発売所に差し出したときは、当該カードのS F金額の残額(以下「S F残額」といいます。)(10円未満の額は数を切り上げ、10円単位とした額とします。)の払い戻しを請求することができます。この場合、手数料としてI C O C Aまたは小児用I C O C A1枚につき220円を支払うものとします。ただし、小児用I C O C Aを所持する旅客が12歳となる年度の3月31日を超え、小児用I C O C Aを使用することができなくなったことにより、S F残額の払いもどしをする場合は、手数料を収受しません。

2 小児用I C O C Aにあつては、次の各号の条件を満たす場合に限り、払い戻しを行います。

(1) 旅客が別表4に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該小児用I C O C Aの記名人本人または代理人であることを証明できること。

(2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当社のシステムにより確認できること。

3 前各項の規定によりI C O C Aまたは小児用I C O C Aを払い戻す場合であつて、当該カードのS F残額が220円に満たない場合は、当該S F残額を手数料として収受し、不足額については請求しません。

4 前項の場合であつてS F残額がない場合は、手数料を収受しないで取扱います。

5 前各項の規定により払い戻しをする場合は、デポジットを返却します。

6 前各項の規定にかかわらず、付随するリファレンスペーパーに表示している乗車券の払い戻しに関する取扱いは、リファレンスペーパーに表示している乗車券の発行会社が定めるところによります。

(ICOCA定期券への変更) 平成29年4月15日制定

- 第21条** 旅客は、定期券機能が必要となった場合は、当社が別に定める定期券発売所において、ICOCAまたは小児用ICOCAのSF残額およびデポジットを引き継いでICOCA定期券への変更の申し出をすることができます。ただし、記念ICOCA（JR西日本が発売する特別デザインのICOCAまたは小児用ICOCA）にあつては、この申し出をすることができません。
- 2 前項の申し出があつたときは第22条の規定に準じて当該ICOCAまたは当該小児用ICOCAに定期券の機能を搭載することにより、ICOCA定期券に変更することができます。
 - 3 旅客は、定期券発売所でICOCA定期券に変更する場合には、氏名、生年月日、性別およびその他の事項を規則第27条に定める定期乗車券購入申込書（以下「定期券購入申込書」といいます。）に記入して提出しなければなりません。

第3章 I COCA定期券

(I COCA定期券の発売方法) 2021年3月27日制定

- 第22条** 旅客からI COCA定期券購入の申し出があった場合、規則第27条に定める通勤定期券または同第28条に定める通学定期券を搭載したI COCA定期券を発売します。なお、小児用のI COCA定期券購入の申し出があったときは、当該小児が12歳となる年度の3月31日までの間使用することができるIC乗車券により、I COCA定期券(小児用)を発売します。
- 2 旅客は、I COCA定期券の購入に際して、氏名、生年月日、性別およびその他の必要事項を定期券購入申込書に記載して提出しなければなりません。また、購入する定期券が小児用である場合は、定期券購入申込書の提出に加えて、公的証明書等の提示により、定期券購入申込書に記載した氏名および生年月日を証明しなければなりません。
 - 3 旅客は、I COCA定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、当該I COCA定期券を当社が別に定める定期券発売所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、別表4に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該I COCA定期券の記名人本人(I COCA定期券(小児用)にあつては、記名人本人または代理人)であることを証明しなければなりません。
 - 4 前項の変更となるI COCA定期券は、当社で発売されていることが当社のシステム等で確認できるものに限ります。
 - 5 第1項の規定により、通学定期券を搭載したI COCA定期券を発売する場合、第2項の提出書類のほか、規則第28条に定める通学証明書等を提出しなければなりません。

(継続発売等の取扱方) 平成29年4月15日制定

- 第23条** I COCA定期券を所持する旅客に対して、定期券の継続発行を行う場合または券面表示の通用期間満了後に新規に定期券の発売を行う場合は、旅客が所持する原I COCA定期券を用いて発売します。
- 2 前項の継続発売する原I COCA定期券は、当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できるものに限ります。
 - 3 第1項の取扱いをする場合、前条第2項の規定にかかわらず、I COCA定期券(小児用)にあつては公的証明書等の提示を省略することができます。

(種類または区間の変更の申し出があった場合の取扱方) 平成29年4月15日制定

- 第24条** 旅客からI COCA定期券に表示された定期券の種類または区間の変更の申し出があった場合には、第31条第1項各号の条件を満たす場合に限り、当社が別に定める規定を準用して当該定期券の払い戻しおよび新たな定期券の発売を行います。
- 2 前項の取扱いを行う場合であつて、変更後の定期券をIC乗車券を媒体としない定期券(以下「磁気定期券等」といいます。)により発売する場合、原I COCA定期券については旅客の選択により次のいずれかの取扱いを行います。
 - (1) 原I COCA定期券を不要とする場合は、当社が別に定める規定を準用した定期旅客運賃の払い戻しおよびSF残額(10円未満のは数を切り上げ10円単位とした額とします。)の払い戻しを行います。ただし、払い戻しの対象となる計算額(手数料を差し引く前の金額をいいます。)が220円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しません。

- (2) 原 I C O C A定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、当社が別に定める規定を準用した定期旅客運賃の払い戻しおよび S F 残額とデポジットを引き継いだ I C O C Aまたは小児用 I C O C Aへの変更を行います。ただし、払い戻しの対象となる計算額(手数料を差し引く前の金額をいいます。)が 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しません。
- 3** 前項第 1 号の払い戻しをする場合、デポジットを返却します。
- 4** 磁気定期券等の種類または区間を変更し、新たに I C O C A定期券により変更した定期券を購入する場合、原磁気定期券等については当社が別に定める規定によって払い戻しを行い、第 22 条の規定により I C O C A定期券を発売します。

(発行替えの取扱方) 2021年3月27日改定

- 第25条** 磁気定期券等を所持する旅客から、その券面表示の通用期間内(通用期間前を含みます。)に、同一の種類、区間および経路のI C O C A定期券への変更の申し出があった場合には、デポジットを収受のうえ、当該磁気定期券等と引換えに当社が別に定める定期券発売所において、発行替えの取扱いを行うことができます。
- 2 前項の取扱いを行う場合であって、旅客が既に所持する券面表示の通用期間満了後のI C O C A定期券を提出したときは、原I C O C A定期券を使用して、当該磁気定期券等をI C O C A定期券に発行替えすることができます。この場合、デポジットは収受しません。
 - 3 第1項の取扱いを行う場合であって、旅客が既に所持するI C O C Aまたは小児用I C O C Aを提出したときは、第21条第1項の取扱いを準用してI C O C Aまたは小児用I C O C AをI C O C A定期券に変更し、当該磁気定期券等をI C O C A定期券に発行替えすることができます。この場合、デポジットは収受しません。
 - 4 I C O C A定期券を所持する旅客から、その券面表示の通用期間内(通用期間前を含みます。)に、同一の種類、区間および経路の磁気定期券等への発行替えの申し出があった場合は、次の各号の条件を満たし、かつ事情やむを得ないときに限り、当社が別に定める定期券発売所において、磁気定期券等への発行替えの取扱いを行うことができます。
 - (1) 旅客が別表4に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該I C O C A定期券の記名人本人(I C O C A定期券(小児用)にあつては、記名人本人または代理人)であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当社のシステムにより確認できること。
 - (3) 発行替えをするI C O C A定期券が当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できること。
 - 5 前項の場合、原I C O C A定期券について旅客の選択により次のいずれかの取扱いを行うことができます。
 - (1) 磁気定期券等に発行替えしたため、原I C O C A定期券が不要となった場合は、S F残額(10円未満のは数を切り上げ、10円単位とした額とします。)の払い戻しの取扱いを行います。ただし、払い戻しの対象となる計算額(手数料を差し引く前の金額をいいます。)が手数料220円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しません。
 - (2) 磁気定期券等に発行替えしたため、原I C O C A定期券の定期券機能のみが不要となった場合は、S F残額とデポジットを引き継いだI C O C Aまたは小児用I C O C Aへの変更を行うことができます。
 - 6 前項第1号の規定により払い戻しを行う場合、デポジットは返却します。
 - 7 前各項の規定にかかわらず、付随するリファレンスペーパーに表示している乗車券の発行替えに関する取扱いは、リファレンスペーパーに表示している乗車券の発行会社が定めるところによります。

(再印字および再交付) 平成29年4月15日制定

- 第26条** I C O C A定期券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。
- 2 券面表示事項が不明となったI C O C A定期券は、当社が別に定める定期券発売所において、券面表示事項の再印字を請求することができます。
 - 3 前項の再印字を行ったにもかかわらず券面表示事項が不明となっている場合には、当社が別

に定める定期券発売所において、当該 I C O C A定期券と引換えに再交付の取扱いを行うことができます。この場合、旅客は別表 4 に定める申込書を提出しなければなりません。

- 4 第 2 項の再印字および前項の再交付を行うことのできる I C O C A定期券は、当社で発売されていることが当社のシステム等で確認できるものに限りま

(効力) 平成29年4月15日制定

第27条 I C O C A 定期券は、記名人のみが使用することができます。

- 2 I C 規則第13条の規定により S F 金額をチャージした I C O C A 定期券にあつては、I C O C A 定期券の券面表示区間外または券面表示の通用期間の開始日前もしくは通用期間の満了日の翌日以降であっても、S F 金額を使用して乗車することができます。

(紛失再発行) 2021年3月27日改定

第28条 I C O C A 定期券を記名人が紛失した場合で、別表4に定める申込書を当社が別に定める定期券発売所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した I C O C A 定期券 (S F 残額がある場合は当該 S F 残額を含みます。) に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から14日以内 (窓口営業時間内に限ります。) に再発行を行います。

- (1) 再発行登録を行うとき、および再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該 I C O C A 定期券の記名人本人 (I C O C A 定期券 (小児用) の場合は記名人本人または代理人) であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当社のシステムより確認できること。
 - (3) 再発行を行う場合は、紛失した I C O C A 定期券が当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できること。
 - (4) 再発行を行う前に、I C O C A 定期券の処理を行う機器に対して当該 I C O C A 定期券の使用停止措置が完了していること。
 - (5) 再発行を行うときに、再発行登録票を提出できること。
- 2 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する I C O C A 定期券 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円とデポジット 500 円を現金で収受します。
- 3 I C O C A 定期券の再発行登録を行った後に、これを取り消すことはできません。
- 4 第1項および第2項の取扱いを行った後に、紛失した I C O C A 定期券を発見した場合、旅客は、これを当社が別に定める定期券発売所に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客は発見した I C O C A 定期券とともに別表4に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、記名人本人 (I C O C A 定期券 (小児用) の場合は記名人本人または代理人) であることを証明しなければなりません。
- 5 前各項の規定にかかわらず、付随するリファレンスペーパーに表示している乗車券の紛失再発行に関する取扱いは、リファレンスペーパーに表示している乗車券の発行会社が定めるところによります。

(免責事項) 平成29年4月15日制定

第29条 前条の規定により紛失した I C O C A 定期券の使用停止措置が完了するまでの間に、当該 I C O C A 定期券の払いもどしや S F 金額の使用等で生じた旅客の損害の賠償については、当社はその責を負いません。

(障害再発行) 2021年3月27日改定

- 第30条** I C O C A 定期券の破損等によって I C O C A 定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となったとき、その原因が故意によるものと認められる場合を除き、旅客が別表4に定める申込書を当社が別に定める定期券発売所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該 I C O C A 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票（定期券の通用期間前および通用期間中の場合は再発行登録票兼特別乗車証）を発行し、その翌日から14日以内（窓口営業時間内に限ります。）に再発行を行うものとします。
- (1) 裏面に刻印したカード番号が判別できること。
 - (2) 再発行を行う場合は、当該 I C O C A 定期券が当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できること。
 - (3) 再発行を行うときに、再発行登録票と当該 I C O C A 定期券を提出できること。
- 2** 前項の規定により取り扱う場合は、手数料およびデポジットは収受しません。
- 3** 前各項の規定にかかわらず、付随するリファレンスペーパーに表示している乗車券の障害再発行に関する取扱いは、リファレンスペーパーに表示している乗車券の発行会社が定めるところによります。

(払い戻し) 2021年3月27日改定

- 第31条** 旅客は、I C O C A 定期券が不要となった場合、または I C O C A 定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、これを当社が別に定める定期券発売所に差し出したときに、次の各号の条件を満たす場合に限り、払い戻しを請求することができます。
- (1) 旅客が別表4に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該 I C O C A 定期券の記名人本人（I C O C A 定期券（小児用）にあっては、記名人本人または代理人）であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当社のシステムにより確認できること。
 - (3) 払いもどしをする I C O C A 定期券が当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できること。
- 2** I C O C A 定期券が不要となった場合、次の各号により I C O C A 定期券1枚につき220円の手数料を収受して払い戻しを行います。
- (1) 券面表示の通用期間開始前に払い戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃および S F 残額（10円未満のは数を切り上げ、10円単位とした額とします。）を払い戻します。
 - (2) 券面表示の通用期間開始後で通用期間中に払い戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から規則第134条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額および S F 残額（10円未満のは数を切り上げ、10円単位とした額とします。）を払い戻します。ただし、払い戻しの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額をいいます。）が220円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しません。
 - (3) 券面表示の通用期間の満了日の翌日以降に払い戻しの請求があった場合は、S F 残額（10円未満のは数を切り上げ、10円単位とした額とします。）を払い戻します。ただし、払い戻しの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額をいいます。）が220円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しません。
- 3** 前項の規定により払い戻しを行う場合は、デポジットを返却します。

- 4 ICOCA定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、次の各号によりICOCA定期券1枚につき220円の手数料を収受して、定期旅客運賃の払い戻しおよびSF残額とデポジットを引き継いだICOCAまたは小児用ICOCAへの変更を行います。
- (1) 券面表示の通用期間開始前に払い戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払いもどします。
 - (2) 券面表示の通用期間開始後で通用期間中に払い戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から規則第134条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払い戻します。ただし、払い戻しの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額をいいます。）が220円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しません。
- 5 前項の払い戻しを行う場合であって、券面表示の通用期間満了日以降に払い戻しの請求があった場合、手数料を収受しないで取り扱います。
- 6 SF金額のみの払い戻しを請求することはできません。ただし、ICOCA定期券（小児用）を所持する旅客が12歳となる年度の3月31日を超え、ICOCA定期券（小児用）を使用することができなくなった場合は、第1項各号の条件を満たす場合に限り、SF残額（10円未満のは数を切り上げ、10円単位とした額とします。）およびデポジットのみの払い戻しを請求することができます。この場合において手数料は収受しません。
- 7 前各項の規定にかかわらず、付随するリファレンスペーパーに表示している乗車券の払い戻しに関する取扱いは、リファレンスペーパーに表示している乗車券の発行会社が定めるところによります。

附 則 この規則は、平成29年4月15日から施行します。

I COCA乗車券取扱規程 別表 (2019年3月追録19)

別表1 I COCA定期券の発売範囲 (第5条)

	接続駅		発売範囲	
			当社	他社
当社線	—		全線各駅	—
神戸高速線	西代		全線各駅	全線各駅
阪急電鉄	西代	神戸三宮	全線各駅	全線各駅
阪神電気鉄道	西代	元町	全線各駅	全線各駅
神戸電鉄	西代	湊川	全線各駅	全線各駅
神戸市営地下鉄	板宿		全線各駅	全線各駅
西日本旅客鉄道	明石		全線各駅	東海道本線 山科～神戸 大阪環状線各駅 桜島線各駅 片町線 京橋～放出 阪和線 天王寺～杉本町 関西本線 加美～JR 難波 東西線各駅 おおさか東線 新大阪～新加美 奈良線 京都～桃山 山陽本線 神戸～東姫路 山陰本線 京都～保津峡
	姫路		全線各駅	山陽本線 西明石～上郡 播但線 姫路～寺前 姫新線 姫路～播磨新宮 赤穂線 相生～播州赤穂
山陽バス	垂水		全線各駅	

